

質問回答

2015年12月21日

「インドネシア国 国家調達改善プロジェクト[有償勘定技術支援]」

(公示日:2015年12月9日/公示番号:151043)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<p>3 頁 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項 1 コンサルタントの経験、能力等 に記載される類似業務について</p>	<p>評価対象の類似経験として、「円借款事業の調達支援・監理等に係る業務」とありますが、本件業務の内容に鑑みると、業務の実施のためには、円借款の調達手続に精通した専門家が 1 名含まれていることは必要であると考えられるものの、コンサルタントの組織としては、国際的な公共調達に関する知識とそれに基づき、途上国等における調達機関の組織・制度・ビジネスプロセスに係る課題分析やそれらの解決を支援・指導した組織的な経験が豊富にあることが、業務を実施する前提であるように思われますが、いかがでしょうか。また、そのような組織的な経験は、「円借款事業の調達支援・監理等に係る業務」と同等に評価されるとの理解で正しいでしょうか。</p>	<p>「円借款事業の調達支援・監理等に係る業務」に関する類似経験があることが望ましいですが、「国際的な公共調達に関する知識とそれに基づき、途上国等における調達機関の組織・制度・ビジネスプロセスに係る課題分析やそれらの解決を支援・指導した組織的な経験」についても、内容に応じ評価致します。</p>
2	<p>3 頁 第 5 プロポーザルに記載されるべき事項 3 業務従事者の経験、能力等 (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等【業務主任者(総括/</p>	<p>上記1番の質問と同様、評価対象者 2 名共に、「円借款の調達支援・監理等に係る業務」が評価対象の類似業務となっています。円借款の調達支援・監理等に係る業務に詳しい専門家が団内に 1 名いることの必要性はあると考えられるものの、コンサルタント組織の経験と同様、</p>	<p>「円借款事業の調達支援・監理等に係る業務」に関する類似経験があることが望ましいですが、「必ずしも円借款に限らない調達制度・組織に係る支援・指導経験」についても、内容に応じ評価致します。</p>

	公共調達 1)) 及び【公共調達 2】の類似業務の経験について	本件業務では、円借款の調達手続に係る指導のみならず、既存の組織・制度の分析と課題分析、解決策の検討を行うことも主要な業務になると理解します。この立場から、必ずしも円借款に限らない調達制度・組織に係る支援・指導経験を豊富に持った候補者を提案した場合、「円借款の調達支援・監理等に係る業務」に係る経験と同等に評価されると理解してもよいでしょうか。	
3	13 頁 5. 業務方針及び留意事項「(7)見積に関する留意点」 19 頁【第 3 業務実施上の条件】5. 現地再委託の双方の矛盾について	13 ページの(7)見積に関する留意点においては、「インドネシアにおける建設コンサルタントに係る市場調査(TOR が確定していない)」については、「現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積りを行うことが困難であるため」、「見積価格を提示する必要はない」とあります。これに対して、19 ページの「5. 現地再委託の1)」においては、「現地業者の候補者名、現地再委託業務の監督・成果品の検査方法等、具体的な提案を行うこと」とされています。貴機構側で「作業の詳細や業務量が明確にできていない」中、「具体的な提案を行う」ことは容易ではないと考えますが、この点について、業務の指示内容を明確化頂けますでしょうか。	13 頁の記載が正です。 インドネシアにおける建設コンサルタントに係る市場調査については、見積価格を提示する必要はありません。
4	p.13 第 2 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項 (7)見積に関する留意点	2),3),4)において、それぞれの活動内容(市場調査、インターンシップ、国内大学院派遣)について、LKPP との詳細合意に至っていないため、それぞれの活動に必要な費用(つまり実費相当分)の見積もりは不要とされております。	業務指示書に記されている全体 M/M の中で行って頂く想定です。

		<p>業務開始後、2),3),4)に記されているそれぞれの活動内容を LKPP と協議をして詰めていく準備作業が必要となると考えられます。</p> <p>この準備作業（例えば市場調査のための TOR 案作成及び同 TOR 案に関する LKPP との協議）は、業務指示書に記されている全体 M/M の中で行われるものでしょうか。</p> <p>それとも、準備作業に係る受注コンサルタントの M/M についても、必要とされる業務量に応じて契約変更で対応されると考えればよろしいでしょうか。</p>	
5	<p>p.13 第2 業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6 . 業務の内容</p> <p>(1) LKPP能力強化 1)組織体制の分析</p>	<p>簡易レポートは、英語のみの作成でしょうか。それとも、英語及びインドネシア語での作成になりますでしょうか。</p>	英語のみの想定です。
6	<p>p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6 . 業務の内容</p> <p>(1) LKPP能力強化 2)本邦研修</p>	<p>コンサルタントの業務範囲につき、研修ガイドラインに基づき「受入」及び「研修監理」は貴機構による直営との理解となりますでしょうか。それとも、コンサルタント側がプロポーザルにて提案との理解になりますでしょうか。</p>	<p>業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は、JICA が直営で実施する研修員受入事業と同様、JICA 国内事業部及び JICA 国内機関で対応します。ただし、「受入」業務の「本邦における宿舍手配」及び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務については、研修内容及び受注者の意向によって契約に包括することが可能ですので、これら業務を契約に含める方が効率的と受注者が判断される場合には、プロポーザル及び見積書にて提案してください。</p>

			い。
7	p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー	JICA 調達ガイドライン、JICA 標準入札書類について、英語及びインドネシア語の説明資料（パワーポイント説明資料等）はありますか。	JICA 調達ガイドライン、JICA 標準入札書類について、英語のパワーポイント説明資料はございます。
8	p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (1) LKPP能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー	1 回あたりの期間は 1~2 日程度との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、1~2 日程度を想定しております。見積は 1 回あたり 2 日開催することを想定してご提出ください。
9	p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー p.15 (3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との調和化 3) 円借款事業実施機関を対象としたセミナー	両セミナーとも昼食およびリフレッシュメントを計上する想定でよろしいでしょうか。	両セミナーとも昼食およびリフレッシュメントを計上願います。
10	p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー	インドネシア語 英語の通訳を配置する想定でよろしいでしょうか。また、配置の場合、同時通訳の想定は必要となりますでしょうか。	「(1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー」については、LKPP 職員向けの小規模なセミナーのため、英語を使用する想定です。 「(3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との

	p.15 (3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との調和化 3) 円借款事業実施機関を対象としたセミナー		調和化 3) 円借款事業実施機関を対象としたセミナー」については、インドネシア語 英語の同時通訳を配置して下さい。
11	p.14 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (1) LKPP 能力強化 3) インドネシア国内での研修・セミナー p.15 (3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との調和化 3) 円借款事業実施機関を対象としたセミナー	いずれもジャカルタで開催との想定でよろしいでしょうか。また、その場合、ジャカルタ外からの参加者も想定し、交通費等も計上する想定でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、ジャカルタでの開催を想定しております。ジャカルタ外からの参加者を半数程度と想定し、交通費等も計上して下さい。
12	p.15 第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容 (3) JICA 調達ガイドラインと新調達令との調和化 3) 円借款事業実施機関を対象としたセミナー	会場はホテル内の会議場等（視聴覚機材込み）を想定しておりますが、貴機構側にて想定はございますか。	中央省庁関係者が多く出席することが予想されるため、ジャカルタ中心部のホテルを想定願います。
13	配布資料（インドネシア語資料）	配布資料の中に、別サイトにあるインドネシア語の資料（大統領令の改訂版 3 種類）がありますが、これらの資料の英訳版（仮訳も含む）はありますでしょうか。	「Presidential Decree No. 70 of 2012」以外は英訳版はございません。英訳費用を計上願います。

14	業務区分	<p>本件は技術協力と位置付けられていますが何をもって技術移転と考えればよいのでしょうか。ここでいう「技術」の本質が、JICA の調達ガイドラインを理解することにあるとすれば LKPP 職員に対する研修を充実させれば十分と考えられます。一方、円借款に留まらない、より国際的な公共調達についての技術を移転することであるとすれば、インターンシップや国内留学によって公共調達の理解が深まるでしょうが、他方で円借款の実施がそれによって促進されることになるとは限らないと考えます。これまで JICA インドネシア事務所と LKPP との間で様々な協議が行われてきたと思われませんが、この論点(単なる円借款の実施促進か公共調達の能力強化かどちらに重点をおくか)については、どのように整理されているのでしょうか。</p>	<p>前提として、本件は有償勘定技術支援であり、機構法第 13 条第 1 項第 2 号に関連する同法第 8 号および第 9 号を根拠とし、有償資金協力事業の迅速化または開発効果増大に寄与するために実施するものであり、機構法第 13 条第 1 項第 1 号を根拠とする技術協力事業とは異なるものです。</p> <p>本件の成果 1、2 では、LKPP 職員の公共調達に関する知識・政策立案能力を向上させるという技術支援を実施することにより、円借款の調達に少なからず影響を及ぼすインドネシアの公共調達制度の改善を促し、ひいては円借款事業を含むインドネシアの公共調達を促進することを念頭に置いています。</p> <p>本件の成果 3 では、より直接的に円借款事業の迅速化を行うことを念頭に置いています。</p>
15	P1 1.プロジェクトの背景	<p>本件を実施する一つの背景には円借款事業の実施促進があると思われませんが、その原因がインドネシア調達令と JICA の調達ガイドラインとの間の解釈等の問題であれば、貴機構資金協力業務部調達監理課様が重要な役割を果たされるのではないかと理解しますが、同課の位置づけについては、仕様書に記載がないように思われます。調達監理課様はどのような形で参加、関与されるのでしょうか。</p>	<p>JICA 資金協力業務部調達監理課は、調和化方針の検討時、調和化案の確認時に関与予定です。</p>

16	P10 2.(2)プロジェクト目標 (3)期待される成果	プロジェクト目標及び成果 3 で「円借款事業の調達に適用される調達手続きが明確化される」とありますが、これは JICA の調達ガイドラインに例外規定を設けることでしょうか。また、これはインドネシア国内企業を優遇するということになるのでしょうか。	JICA 調達ガイドラインとインドネシア調達令との間で齟齬がある部分について、JICA の調達ガイドラインの原則に反しない範囲で、円借款事業の実施機関が従うべき調達手続きを明確化する想定です。従って、JICA 調達ガイドラインの例外規定を設けるという事ではありません。 また、インドネシア国内企業の優遇については、JICA 調達ガイドラインの「公平性」の原則に反するため、これを認めるという事ではございません。
17	P11 4.業務の範囲 P18 4.配布資料	MOU では JICA Expert Team、JICA Expert team、JICA technical assistance team, the technical assistant team あるいは JICA Experts と「専門家」としての地位が示されていますが、指示書では「コンサルタント」と位置付けられています。現地で業務を行う場合、専門家としての扱いを受けることができるのでしょうか、それとも LKPP のニーズに基づきコンサルタントとして支援するというのが基本的立場でしょうか。	MOU に記載の通り、LKPP に対しては専門家として活動して頂きます。
18	P12 5.(1)プロジェクトの柔軟性の確保	留意事項で「プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要になる」とありますが、それに対応した契約変更には金額の変更もあると考えて良いのでしょうか。特に「再委託や現地補助員等のリソースを積極的に活用して」とあるところ、現地費用の増額につながる可能性があります。	基本的には当初の契約範囲内で業務を実施頂くことを想定しておりますが、やむを得ない場合は契約変更による金額の変更の可能性もございます。
19	P12 5.(4)LKPP の組織能力強化に向けたカウンターパート側の主体性の醸成	留意事項で「インターンシップ、大学院への派遣に際しては、・・・貢献するための能力開発を目的とするものであることを、明確に説明することとす	JICA としても説明は致しますが、業務の一環として専門家チーム側からも説明をして頂くことを想定しております。

		る」という点について、一義的には、貴機構自身が LKPP に対して説明を行い、歯止めをかけることが必要だと理解しますが、いかがでしょうか。	
20	P13 5.(6)プロジェクト実施体制 (日本側)	留意点(6)で「調和化の方針について JICA の確認を得つつ、LKPP との調和化に関する協議を実施することとする」とありますが、権限の無い立場であれば協議にも限界があると思います。すべての協議に貴機構が参加されることが不可欠ではないかと考えますが、いかがでしょうか。	全ての協議に JICA が参加することは現実的ではなく、業務指示書に記載の通り、JICA の確認を得つつ、LKPP との調和化に関する協議を実施頂くことを想定しております。但し、JICA の確認を得た調和化の方針と LKPP の主張との間に大きな乖離があるような論点については、必要に応じて JICA も交渉に参加します。
21	P13 5.(7)見積りに関する留意点	例えば本事業の目的に直接結びつかないようなコースが LKPP 側において選定された場合でも奨学金を支払うようなことを防ぐためにも、インドネシア国内大学院の選定で貴機構の同意が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。	LKPP 職員が受講するに適切なコースの選定を本業務の一環として行って頂く前提ですので、本事業の目的に直接結びつかないようなコースに対して奨学金を支払うことはございませんが、コースの決定時には弊機構も確認致します。
22	P13 5.(7)見積りに関する留意点	LKPP のインターンシップやインドネシア国内大学院の受け入れ先は未定とのことですが、貴機構において検討・決定いただけるとの理解で正しいでしょうか。	業務指示書に記載の通り、インターンシップ、インドネシア国内大学院共に、受入先選定含め本業務の中で実施して下さい。
23	P13-14 6.業務の内容、 (1)LKPP 能力強化、2) P18 4.配布資料、MOU、4. Activities, (2) iv	本邦研修の項目において、「更に LKPP の関心の高い日本とインドネシアにおける公共調達制度の比較分析を主な目的とした本邦研修案の策定」と指示されていますが、日本の公共調達制度は必ずしも JICA の調達ガイドラインの考え方と一致しないと思われます。JICA 調達ガイドラインと新調達令の調和化に対して逆効果になり得ることも考えられますが、それでも日本の公共調達制	本プロジェクトの目的は、「円借款事業を含むインドネシアの公共調達を促進され、また、効率性・透明性が向上する。」であり、日本の公共調達制度に関する知識を得ることにより、インドネシアの公共調達制度の改善に資するものと考えています。また、ご理解の通り JICA 調達ガイドラインの考え方と日本の公共調達制度の考え方は必ずしも一致しない点もございますので、研

		<p>度の研修を行うとの理解でよろしいでしょうか。他方、MOUでは「a. Procurement policy/regulations of public projects in Japan, such as sustainable public procurement/green procurement」「b. International business practice such as FIDIC」をトピックとして本邦研修を行う旨記載されています。業務指示書の内容と差異があるように思われますが、MOUを主と考えるとよろしいでしょうか。</p>	<p>修内容については、弊機構との間で事前にすり合わせを行って頂くようお願いいたします。</p> <p>本邦研修の主な内容は「LKPPの関心の高い日本とインドネシアにおける公共調達制度」を中心としつつも、LKPPのニーズに基づき、MOUに記載されているようなグリーン調達やFIDICに代表される諸外国の公共調達制度についても実施することも可能です。LKPPの能力分析の結果を踏まえ、適切な本邦研修案を策定して下さい。</p>
24	P13-14 6.業務の内容、 (1)LKPP能力強化、2)	<p>本邦研修に係る諸経費について、本業務実施契約に含め、詳細については「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2015年4月)」を参照することとありますが、以下の点につきご教示下さい。</p> <p>研修監理員の配置については、貴機構側で行われ、本業務実施契約の経費には含めないとの想定でよろしいでしょうか。</p> <p>本邦研修は東京を拠点とし、国内(地方)視察は特に想定しないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>研修用教材は英語版のみを準備するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は、JICAが直営で実施する研修員受入事業と同様、JICA国内事業部及びJICA国内機関で対応します。ただし、「受入」業務の「本邦における宿舍手配」及び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務については、研修内容及び受注者の意向によって契約に包括することが可能ですので、これら業務を契約に含める方が効率的と受注者が判断される場合には、プロポーザル及び見積書にて提案してください。</p> <p>本邦研修は東京を拠点とするものの、研修内容によっては国内視察も想定されます。研修用教材は英語版のみで結構です。</p>

25	P13-14 6.業務の内容、 (1)LKPP 能力強化、2)	本邦研修の実施について、コンサルタントの業務範囲は、研修の 受入、 研修実施、 研修監理、 研修実施報告のうち、 研修実施及び 研修実施報告であり、 受入及び 研修監理は 貴機構が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「研修実施」のみとし、それ以外の「受入」及び「研修監理」は、JICA が直営で実施する研修員受入事業と同様、JICA 国内事業部及び JICA 国内機関で対応します。ただし、「受入」業務の「本邦における宿舍手配」及び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務 については、研修内容及び受注者の意向によって契約に包括することが可能ですので、これら業務を契約に含める方が効率的と受注者が判断される場合には、プロポーザル及び見積書にて提案してください。
26	P14 6.業務の内容、 (1)LKPP 能力強化、3)	インドネシア国内での研修、セミナーの実施について、研修用教材は英語版のみを準備するとの理解でよろしいでしょうか。	英語版のみで結構です。
27	P14 6.(2)建設コンサルタントに関する市場調査 P10 2(3)期待される成果 P18 4.配布資料	MOU では local construction enterprise in Indonesia について調査するとなっています。指示書では「インドネシアにおける建設コンサルタント」に関する調査とあります。どちらが正しいのでしょうか。 また、指示書では成果2で「インドネシアの建設コンサルタントの競争力向上促進に向けたアクションプログラムが策定される」、活動において「同調査結果を踏まえて、建設コンサルタントの受注機会拡大に向けた LKPP によるアクションプランの策定を促し、合同調整委員会(JCC)等で発表の機会を設ける」とありますが、MOU にはそこまで	業務指示書が正です。MOU 締結後に、LKPP から特に建設コンサルタントの市場調査を行ってほしいとの希望があったものです。アクションプランの策定については、ご指摘の通り MOU には含まれておりませんので、JICA より LKPP に説明予定です。 LKPP の所掌は、インドネシアの公共調達制度の立案であり、実際の調達を実施するのは其々の担当省庁(例:上水道事業であれば公共事業省)となります。LKPP は、建設コンサルタントの現状を把握し、受注機会を拡大するためにどのように制度を改善していく必要があるか検討したいとの

		<p>記述されていないと思います。</p> <p>また、LKPP の所掌は調達に関することではないかと思いますが、LKPP がアクションプランを策定してどのような効果が期待されるでしょうか？このアクションプランが日本企業(コンサルタント等)の参加を逆に制約するような結果にならないでしょうか。</p>	<p>立場です。また、円借款の調達ガイドラインでは国内企業優遇を禁止しており、アクションプランの策定が円借款事業における日本企業の参加を制約することにはならないと考えています。一方、円借款事業でない場合は、インドネシアの調達令が適用されるため、アクションプランの内容によっては日本企業に限らず外国企業の参加を制約する可能性はあると思われます。</p>
28	P15 6.(3)JICA 調達ガイドラインと新調達令の調和化、3)	<p>円借款事業実施機関を対象とした LKPP によるセミナー開催支援について、「開催場所はジャカルタ、回数は1日×2回程度、参加者は100名程度を想定。なお、資料作成及びセミナー開催(会場費含む)に係る経費については、本見積りに含めること。」との記載がありますが、以下の点につきご教示下さい。</p> <p>ジャカルタ以外からの参加者は想定されますか。想定される場合、どこから何名程度の参加が想定されますか、またジャカルタ以外の参加者の交通費を経費として計上してよろしいでしょうか。</p> <p>100名規模の1日の会議が想定されているところ、ホテルを会場とする前提で会場費を計上してよろしいでしょうか。また、昼食代を計上してよろしいでしょうか。</p> <p>実施機関向けの説明資料について、インドネシア語及び英語を準備することとされていますが、英語からインドネシア語への翻訳料を経費として計</p>	<p>ジャカルタ以外からの参加者も想定されますが、現時点では、どこから何名程度ということは特定できておりません。大よその見積もりとして、ジャカルタ以外からの参加者が半数という前提を置き、ジャカルタ以外の参加者の交通費も、見積りとして計上して下さい。なお、最終的には実費精算となります。</p> <p>会場はホテルとして、昼食代も計上して下さい。</p> <p>英語からインドネシア語への翻訳料を計上して下さい。</p>

		上するとの理解でよろしいでしょうか。	
29	P16 7.成果品等 ・MOU、7. Reports	業務指示書上、求められている成果品と、MOUで求められている成果品は異なりますが、MOUの成果品は Tentative との注記があることから、業務指示書上の成果品を提出することによろしいでしょうか。(Inception Report、Interim Reportは不要か。)	Inception Report は不要ですが、キックオフミーティングにおいて LKPP に対して業務内容を説明するための資料を英語で作成下さい。 また、Interim Report に替えてワーク・プランを作成下さい。
30	P18 4.配布資料	MOU と仕様書の内容(表現)に差異がありますが、MOU を主と考えて良いでしょうか。その場合、業務指示書を修正いただくことが必要だと考えますがいかがでしょうか。	MOU 締結後の協議結果等を反映して業務指示を作成しているため、業務指示書が正となります。また、MOU と業務指示書に差異がある部分については、プロジェクト開始後に MOU の修正を行う予定です。
31	P18 4.配布資料	MOU で実施地域(Project Site)として Korea が含まれていますが、韓国で何を行うことを想定されていますでしょうか。	MOU 締結時には、韓国においてインターンシップを行いたいとの LKPP の希望があり、実施地域に韓国を含めていました。最新の状況では、LKPP は韓国に限定せず先進国でのインターンシップの実施を希望しているため、必ずしも韓国で実施する必要はありません。
32	P18 4.配布資料	MOU III 1.(3)にある A list of proposed members of JCC is shown in the <u>Annex 1.</u> は <u>Annex 3</u> のことでしょうか。 本件における JCC の位置づけは調整や報告の場というよりも積極的な協議の場とすべきであり、そこでは、貴機構本部/インドネシア事務所が主体となり agenda を決め LKPP との間の協議の場とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	ご指摘の通り、Annex 3 を指します。 JCC は、調整、報告、協議等様々な役割を持つと考えており、重要事項については JCC にて協議を行うことを想定しています。Agenda の設定については、専門家チームからの提案・相談を踏まえて決定します。

33	P18 2.(2)業務従事者の構成	評価対象者のうち公共調達2を3名で担当することは認められるでしょうか。	プロポーザルにて3名でご提案頂くことも可能ですが、適切な計画となっているか、評価させていただきます。
----	-------------------	-------------------------------------	--

以上